

第 21 期福島県内水面漁場管理委員会

第 11 回委員会議事録

- 1 日時 令和6年11月22日(金) 13時30分から14時15分まで
- 2 場所 福島県庁本庁舎 5階 正庁(福島市杉妻町2番16号)
- 3 出席者 (委員) 片山亜優(会長)(ウェブ参加)
熊田純道(ウェブ参加)
猪俣昭夫
中沢重一
坂内由夫
松本秀夫
石井弓美子(ウェブ参加)
長渡真弓
三木志津帆(ウェブ参加)
- (書記) 廣瀬 充(水産課副課長)
石田敏則(水産課主任主査)
新関晃司(水産課主査)
伊藤裕子(水産課技師)
- 4 議事 (県側) 山廻邊昭文 水産課長(書記長)
佐久間 徹 水産事務所長
後藤勝彌 水産資源研究所長
渋谷武久 内水面水産試験場長
- (1) 議案
議案第1号 福島県漁業調整規則の一部改正について(諮問)
- (2) 報告事項
ア 全国内水面漁場管理委員会連合会令和6年度通常総会について(報告)
イ 令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案行動に対する回答について(報告)
ウ 全国内水面漁場管理委員会連合会第22期役員就任予定について(報告)
- 5 会議

(1) 開会
廣瀬書記

定刻となりましたので、ただ今より第 21 期第 11 回福島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

委員の出席状況を御報告いたします。

本日は委員 10 名中 9 名の御出席をいただいております。

なお、片山会長、熊田委員、石井委員、三木委員におかれましては、ウェブで御参加となっており、福島県内水面漁場管理委員会運営規程第 3 条第 5 項の規定に基づく情報通信機器を活用しての御参加となります。

よって、本委員会は、漁業法第 173 条で準用する漁業法第 145 条第 1 項の規定により、定員の過半数をもちまして成立いたしますことを御報告申し上げます。

(2) 会長
挨拶
廣瀬書記

はじめに、片山会長より御挨拶をお願いします。

片山会長

会議に先立ちまして一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中御出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃から福島県内水面漁業への御支援、御協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

昨年度は、10 年に 1 回の共同漁業権の免許、5 年に 1 回の区画漁業権の免許の切り替えが行われたため、委員会の開催も例年より多く、忙しい年となりましたが、委員の皆様の御協力により、無事に漁業権が免許されました。新たな免許の下で、それぞれの漁協、養殖業者の皆様が、内水面漁業の発展、振興のため御尽力いただいていると存じます。

本委員会としても、引き続き内水面漁業の発展、振興に協力してまいります。

本日の委員会ですが、議案が 1 件、報告事項が 3 件予定されております。

議案につきましては、漁業法、刑法等の改正に基づき、全国一律で対応が必要な案件となっております。罰則に係る内容となりますので、委員の皆様には慎重な御審議をお願いいたします。

また、現在の委員の任期が令和 7 年 1 月 31 日で満了するため、本日の委員会は現在のメンバーで開催する最後の委員会となる予定です。4 年間にわたり、円滑な委員会の運営に御協力いただきまして、本当にありがとうございました。

簡単ではございますが、私からの挨拶といたします。

(3) 議長
の選出
廣瀬書記

続きまして、議長を選出いたします。

委員会運営規程第 3 条第 1 項の規定により、会長が会議を主宰すること

となっておりますので、片山会長に議長をお願いしたいと思っております。片山会長、よろしくお願いいたします。

(4) 議事
録署名人の
選出

片山会長

議事に先立ちまして議事録署名人を選出いたします。議長指名とさせていただきますので、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

片山会長

それでは、議事録署名人に猪俣委員と坂内委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

(5) 議案

片山会長

それでは、議事に入ります。

議案第1号「福島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）」を議題といたします。

本件に関して、知事より諮問されております。詳細について知事部局から説明願います。

山廻邊課長

はい、議長。

片山会長

よろしくお願いいたします。

山廻邊課長

水産課長の山廻邊でございます。

議案第1号、福島県漁業調整規則の一部改正について御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

令和6年11月13日付け6生流第3301号で知事から貴委員会へ諮問しております。

内容の詳細につきましては、担当から説明させていただきますので、御審議をよろしくお願いいたします。

新関主査

はい、議長。

片山会長

お願いします。

新関主査

水産課の新関です。議案第1号の内容について御説明いたします。資料2ページを御覧ください。まず、福島県漁業調整規則の一部改正理由及び

改正内容について御説明いたします。

なお、本件に係る説明において、「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」を「漁業法等」と省略して、「福島県漁業調整規則」を「調整規則」と省略して御説明します。

1の改正理由を御覧ください。今般の改正は、大きく3つあります。海面に関する箇所もありますが、一括して御説明します。

1つ目は、漁業法等の改正に伴う所要の改正です。漁業法において、知事は、漁業を行う者に対し、衛星船位測定送信機の備え付け及び当該機器の作動を命じることができるとされており、今般の漁業法等の改正により、それらを命じられた者は、通信妨害等の行為をしてはならないことが新たに規定されました。この規定を、調整規則にも新たに追加するものです。なお、この規定は、海面に関するものとなっております。

2つ目は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正です。刑法等の改正により、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されました。調整規則にも罰則が定められているため、該当する条項を、懲役から拘禁刑に改めるものです。

3つ目は、文言の適正化であり、両罰規定の対象となっている条項の文言を改正するものです。両罰規定とは、法人に所属する個人が、法人の業務に関連して違反行為をした際に、個人だけでなく法人も罰せられる規定のことです。「者」という言葉は、法人を指す場合と、個人を意味する自然人を指す場合の2通りの意味合いがあるため、自然人を対象とすることを明確化するための改正です。なお、この改正は国からの指導によるものです。

以上が調整規則の改正内容です。次に、資料の2、改正内容を御覧ください。

1つ目の漁業法等の改正に伴う所要の改正は、調整規則第49条に、第2項として、「前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない」との文言を追加します。

2つ目の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正は、調整規則第57条第1項中、「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

資料3ページを御覧ください。3つ目の文言の適正化は、調整規則第57条第1項の各号列記以外の部分中、「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第58条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改めます。

資料の3、漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障については、本改正は形式的な改正であり、調整規則の内容に変更が生じるものではありません。

4の施行期日について、今回の改正規則は公布の日から施行します。た

だし、第57条第1項の改正規定のうち、懲役を拘禁刑に改める部分については、刑法等の一部を改正する法律の施行に合わせ、令和7年6月1日から施行します。

5の経過措置について、懲役を拘禁刑に改める部分に関して、施行前の令和7年6月1日以前にした行為に対する罰則の適用については、従前の規定が適用されることとしております。

資料4ページを御覧ください。今回の改正規則の公布文案をお示ししてあります。資料5ページ、6ページは新旧対照表となっております。御確認いただければと思います。

なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

片山会長

ありがとうございました。

ただ今、知事部局より説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございますか。

無いようですので、議案第1号「福島県漁業調整規則の一部改正について」をお諮りいたします。

諮問のとおり決定することに異議無い旨、答申することに賛成の方は挙手願います。

各委員

(委員5名中5名挙手、ウェブ参加委員4名中4名挙手)

片山会長

会場及びウェブで御参加の委員についても確認しました。

全会一致ですので、議案第1号「福島県漁業調整規則の一部改正について」は諮問のとおり規則改正することに異議無い旨、答申することといたします。

なお、答申につきましては、7ページ、答申文案の記の欄に「諮問のとおり改正することに異議ありません」と記載して知事に答申することといたします。

(6) 報告
事項

片山会長

続きまして、報告事項に移ります。

報告事項ア「全国内水面漁場管理委員会連合会令和6年度通常総会について」、事務局より報告願います。

新関書記

はい、議長。

片山会長

お願いします。

新関書記

書記の新関です。報告事項アの全国内水面漁場管理委員会連合会令和6年度通常総会について御説明いたします。

資料の8ページを御覧ください。今年度の全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会は、5月31日に東京都で開催され、事務局から私が出席しました。

資料9ページの通常総会次第を御覧ください。今年度は、議事として第1号議案から第3号議案が提出され、全ての議案が原案のとおり承認されました。資料10ページから13ページまでは令和5年度事業報告書、14ページから16ページまでは令和6年度事業計画書となっております。後ほど御確認いただければと思います。

資料の17ページを御覧ください。令和6年度中央省庁への提案書案を示してあります。提案項目は26ページまで、昨年度同様7つの項目があります。1 外来魚対策について、2 鳥類による食害対策について、3 魚病対策について、4 河川湖沼環境の保全及び啓発について、5 放射性物質による汚染対策について、6 ウナギの資源回復について、7 内水面漁場管理委員会制度についてです。これら提案について、中央省庁に提案することが可決されております。

時間の都合上、詳細について省略させていただきますが、前年度と提案内容を変更した部分及び追加した部分に下線が引かれておりますので、後ほど御参照ください。なお、提案行動は本年7月4日、5日に行われており、その結果については、次の報告事項イで御報告いたします。

以上で報告事項アの説明を終わります。

片山会長

ありがとうございました。なお、報告事項アと次の報告事項イは関連する内容となっておりますので、御質問、御意見は次の報告事項イの説明が終わった後、一括で受け付けることといたします。

続きまして、報告事項イ「令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案行動に対する回答について」、事務局より報告願います。

新関書記

はい、議長。

片山会長

お願いします。

新関書記

書記の新関です。

報告事項イ「令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案行動に対する回答について」御説明いたします。

先ほどの報告事項アで、中央省庁への令和6年度提案書をお示ししまし

たが、その提案に対する回答について報告いたします。

資料 27 ページを御覧ください。令和 6 年 9 月 25 日付けで全国内水面漁場管理委員会連合会長より、令和 6 年度の提案行動に対する回答について通知がございました。

資料 28 ページを御覧ください。資料 28 ページから 46 ページまで、令和 6 年度の提案に対する各省庁からの回答及び状況等を示してあります。提案項目は、報告事項アで御説明したとおり、全部で 7 つあります。

回答内容について、時間の関係もありますので抜粋して御説明いたします。

資料 28 ページ、外来魚対策について、資料中程、1 の項目の欄を御覧ください。オオクチバス等の外来魚について、効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、適切な対策を実施できるよう予算の確保、拡充を図ること、との提案を行いました。それに対し、農水省、国交省、環境省から回答があり、防除対策を実施するためのマニュアル作成及び周知を行い、必要な予算獲得に努めるとの回答がありました。

資料 31 ページ、鳥類による食害対策について、資料中程、1 の項目の欄を御覧ください。カワウが近年増加傾向にあることを踏まえ、カワウ個体数の管理をする指針を作成し、駆除を実施するなどの対策を推進することとの提案を行いました。それに対し、農水省及び環境省から回答があり、令和 10 年までに漁業被害を与えるカワウ個体数を半減することを目標としており、シャープシューティングによる効果的な駆除、ドローンを用いた孵化率低減を行っていくとの回答がありました。

資料 34 ページ、魚病対策について、資料上段、2 の項目の欄を御覧ください。KHV 病について、これまでに蓄積された知見を踏まえ、放流、移殖、持ち出し制限を解除できるよう、国が主体となって速やかに基準を示すこととの提案を行いました。それに対し、農水省から回答があり、引き続き状況を注視し、委員会指示による既発生水域からのコイの移殖、持ち出し禁止等、蔓延防止措置の徹底をお願いするとの回答がありました。

資料 37 ページ、河川湖沼環境の保全及び啓発について、資料下段、3 の項目の欄及び次のページの上段を御覧ください。大型台風や集中豪雨により、河川氾濫等の被害が出ていることから、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりを進めること、また、漁業や水生生物に十分配慮しながら進めることとの提案を行いました。それに対し、農水省、国交省から回答があり、治水計画の対策強化、見直しを図り、同時に、川本来の環境を守る多自然川づくりを進めていくとの回答がありました。

資料 43 ページ、放射性物質による汚染対策について、資料下段、3 の項目の欄を御覧ください。淡水魚の放射性物質蓄積メカニズムの解明を図るとともに、漁業の早期再開に向けた道筋や対策を検討することとの提案を行いました。それに対し、農水省から回答があり、水産研究・教育機

構による研究、関係自治体との連携を行い、研究成果の情報発信に対応していくとの回答がありました。

これら以外の項目の詳細につきましては、後ほど資料を御確認いただければと思います。

令和6年度提案項目については以上となりますが、令和7年度提案項目についても現在検討が進められております。

本年9月に、令和7年度提案項目の素案について委員の皆様にご確認いただきました。その際には、文言修正等の御意見をいただいております。御協力ありがとうございました。

本年10月31日に開催されました東日本ブロック協議会においては、令和7年度提案項目の素案について協議が行われました。東日本ブロック協議会の内容につきましては、次回の内水面漁場管理委員会で御報告いたします。

なお、令和7年度提案項目の案については、令和7年3月に全国内水面漁場管理委員会連合会の理事会で再度議論される予定です。

以上で報告を終わります。

片山会長

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、先ほどの報告事項の内容を含めて、御質問、御意見等がありましたら発言願います。

長渡委員

鳥類の食害対策に関連して、カワウの駆除数が分かれば教えていただけないでしょうか。

山廻邊課長

カワウの令和5年度分の捕獲実績が出ております。捕獲の分類が3つありまして、調査捕獲、有害・個体数調整捕獲、狩猟捕獲に分かれております。有害・個体数調整捕獲については、浜通り、中通り、会津と方部ごとに分かれております。調査捕獲は5羽、有害・個体数調整捕獲は3方部合わせて316羽、狩猟捕獲は138羽であり、令和5年度は合計459羽となっております。これは、捕獲上限の枠1,090羽に対し、42パーセントとなっております。

長渡委員

ありがとうございます。サギ類の食害も頻発しているという報告がありますが、福島県ではサギ類の駆除は行っているのでしょうか。

山廻邊課長

サギ類食害の被害報告が県内漁協や区画漁業の養殖業者からも上っております。駆除の状況については承知しておりません。

長渡委員

鳥類保護の点から1つお願いしたいことがあります。今後、サギ類の駆

除の可能性も出てくると思います。サギ類と一括りにしてありますが、中には絶滅危惧種も含まれております。カワウと同じ場所で繁殖する種もあり、貴重なサギ類が駆除されていると聞いたこともあります。今後、駆除や食害対策を行う際は、サギ類と一括りにするのではなく、貴重なサギの種類も含まれていることを念頭に置いて、対策を進めていただければと思います。

片山会長

御意見ありがとうございます。

他に御質問、御意見ございますか。

御質問が無いようなので、次の報告事項に移ります。

続きまして、報告事項ウ「全国内水面漁場管理委員会連合会第22期役員就任予定について」、事務局より報告願います。

伊藤書記

はい、議長。

片山会長

お願いします。

伊藤書記

書記の伊藤です。

報告事項ウ「全国内水面漁場管理委員会連合会第22期役員就任予定について」報告いたします。

資料の47ページをお開きいただき、ページ中程の1、スケジュール(1)、令和5年度を御覧ください。この資料は、本年度の全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会の際の資料を抜粋したものです。連合会役員の選出過程を説明した資料となっております。令和6年2月に開催いたしました福島県内水面漁場管理委員会で御報告させていただきましたが、令和7年5月から4年間を任期とする、全国内水面漁場管理委員会連合会の第22期役員について、福島県のほか、岩手県、茨城県、東京都の4都県が役員に選出されておりました。

資料の49ページを御覧ください。令和6年10月31日に開催された東日本ブロック協議会において、各役員の役職について協議され、福島県は理事及び東日本、中日本、西日本ブロックの理事6名以内によって組織される表彰選考委員会委員に選出されました。なお、岩手県は副会長に、茨城県は監事に、東京都は理事(漁場管理対策検討会委員)に選出されました。

今後、令和7年5月に開催される全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会において役員改選が行われ、当該役職に就任することとなります。

なお、東日本ブロック協議会についての詳細な説明については、2月開催予定の次回委員会において御報告いたします。

以上で報告を終わります。

片山会長

ありがとうございました。
ただ今の説明につきまして、御質問、御意見等ありましたら御発言お願いいたします。
無いようですので、御案内しておりました議事はすべて終了いたしました。
その他、何かございますか。

中沢委員

1つ、うれしいニュースがあったのでこの場を借りてお話しします。
昨年度、請戸川の川エビについて委員会で審議して、公聴会を経て、漁業権魚種に認められた、ということがあります。
その後、学生が地域の特色を出した川エビを使った料理のレシピを作って、地元で役立つようというニュースがありました。
地域の名産になれば、地域おこしにも役立つと思います。川エビが地域振興に役立ったということで、うれしく思いましたので、この時間をいただいております。

片山会長



ありがとうございました。
他に何かございますか。
無いようですので、以上をもちまして、議長の任を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

(7) 閉会
廣瀬書記

御審議ありがとうございました。
以上をもちまして、第21期第11回福島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

以上、議事録に相違ないことを証するため、署名・押印いたします。

令和 6 年 11 月 22 日

会 長 片山 亜優 
議事録署名人 緒俣 昭夫 
議事録署名人 坂内 由夫 